

資 料

外国民事訴訟法研究 (41)

外国民事訴訟法研究会
(代表者 加藤 哲夫)

国際仲裁判定の取消事由の拡張または制限
——裁判所による本案の審査と関連して——

李 鎬 元
金 炳 学 (訳)

国際仲裁判定の取消事由の拡張または制限

——裁判所による本案の審査と関連して——

Expansion and Limitation of the Grounds for Setting Aside International Arbitral Awards

—— with regards to the Judicial Review on the Merits

李 鎬 元
金 炳 学 (訳)

I. 問題の提起

外国仲裁判定の承認および執行の要求を受けた裁判所は、仲裁判定の内容、すなわち本案について審査することができないということは、一般的に認められた解釈である。これは、全世界のほとんどの国家が加入している1958年の国連の「外国仲裁判定の承認および執行に関する協約 (United Nations Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards)」いわゆるニューヨーク協約第5条が外国仲裁判定の承認及び執行拒絶事由を制限的に列挙しているが、仲裁人の事実認定または法律適用の誤りを挙げていないためである⁽¹⁾。

しかし、ニューヨーク協約上、上記協約第5条第1項に規定された外国仲裁判定の承認及び執行拒絶事由の有無を判断するために、各国の裁判所は、必要が在る場合に仲裁判定の本案について検討することまで禁じているものではないといえよう。例えば、裁判所が、ニューヨーク協約第5条第1項(c)が規定するとおり、仲裁判定の仲裁条項に規定されていない紛争または仲裁付託の

(1) Albert Jan van den Berg, *The Arbitration Convention of 1958*, (1981), p. 269. 拙稿, “外國仲裁判定の承認과 執行-뉴욕協約을 中心으로-”, 「재판자료 제34집」, 법원행정처, 1986, p. 670.

範囲を逸脱する事項に関する決定を包含しているか否かを審理するため、または第5条第2項(b)が規定するように、判定の承認または執行が公共の秩序に反するか否かについて判断するために、必要な範囲内において、仲裁判定の本案について検討することができる。しかし、上記の場合を超え、仲裁人の事実認定および法律適用上の瑕疵の有無について問題とすることはできないとみるのが一般的である⁽²⁾。

また、上記協約によれば、外国仲裁判定の承認および執行の拒絶事由を規定した第5条第1項(e)は、「判定が当事者に対する拘束力をいまだ発生させていない場合若しくは判定が下され国家または判定の基礎となる法が属する国家の権限を有する機関によって取消または停止された場合」を承認及び執行拒絶の事由のひとつとして挙げており、これは各国の立法政策によって自由に規定することができる⁽³⁾と解されている⁽³⁾。

したがって、仲裁判定が下された国家または判定の基礎となる法が属する国家の仲裁法が、仲裁判定の取消申請がある場合に、裁判所による仲裁判定の本案に対する司法的審査を認めるのであれば、すなわち、仲裁判定の実体的判断における法律の適用または事実の認定に関して誤りがあることを裁判所による仲裁判定の取消事由として認める場合には、実質的に仲裁判定の本案の審査を認める結果となろう。

もちろん、各国の法律が仲裁判定の取消手続において本案の審査を禁止するならば問題は生じず、後述するように、国際貿易法委員会が1985年に採択した「国際商事仲裁に関するモデル法 (UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration, 以下、UNCITRAL モデル法とする)⁽⁴⁾は、このような立場をとっているが、実際には各国の法律が一致しているのではない。大別す

(2) van den Berg, *supra* note 1, p. 269.

(3) van den Berg, *supra* note 1, p. 22. Gary B. Born, *International Commercial Arbitration Volume II*, Wolters Kluwer, 2009. p. 2552. ニューヨーク協約と異なり1961年国際商事仲裁に関するヨーロッパ協約第9条第1項は、ニューヨーク協約に加入している締約国の間ではニューヨーク協約第5条第1項(a)はヨーロッパ協約に規定された事由(ニューヨーク協約第5条第1項の事由と類似)によって取り消されたときのみ適用される。すなわち、ニューヨーク協約の執行拒絶事由として規定された判定が取り消された場合にのみ、執行を拒絶することができる結果となる。

(4) 2006年に改正されたが、仲裁判定の取消しに関する部分は改正されなかった。

れば、事実認定に関するひとつの原則として、本案の再審査を認めないということが一般的な傾向であるが、一部の国家においては、後述するように限定された範囲ではあるが、裁判所による仲裁判定の本案に対する司法的審査を認めている。

その結果、上記のように、仲裁判定に対して一定の範囲内において、司法的審査を認める国家において下された外国仲裁判定が実質的に確定したものであるためには、再度、その国家の裁判所による司法的審査の結果を待たざるを得ない場合が生じる。そして、上記のような国家の立法政策乃至態度に対する他国の立場においてその当否について論じたり、その改善を要求することは、限界があるといわざるを得ない。

例えば、イギリスにおいて下された仲裁判定に対し、イギリスの裁判所にその判定に対する取消申請が提起されその手続が進行している場合、イギリスの裁判所に判定の本案を審査する権限があるのか否かについては、イギリス法によって決定されるべき問題であり、韓国の仲裁法がなんらかの助力をすることはできないということは明らかである。

万一、その判定が取り消された場合には、次の段階においてその判定を執行することができるのか否について検討しなければならず、この場合、イギリスにおいてその判定が取り消されたとしても、外国仲裁判定としてイギリス以外の第三国において執行を求める場合には、前述したニューヨーク条約第 5 条第 1 項 (e) の取消事由が存在するとしても、上記協約上、同様の場合第三国において必ず執行を拒絶しなければならないと規定されているものではなく、単に、「執行が拒絶されうる (may be refused)」とのみ規定されているに過ぎず、当該第三国において執行される可能性が残るためである。例えば、フランス民事訴訟法上規定されている外国仲裁判定の執行要件を備えた場合、イギリスにおいてその判定が取り消されたとしても、フランスにおいて執行が可能となることもありうる⁽⁵⁾。

このような国際仲裁の特殊性に鑑み、ある一つの国家の仲裁法のみを基準として、国際仲裁判定の取消を考察することは、限界があるといわざるを得ず、複数の国家の仲裁法制を比較法的に考察しなければならず、この場合、各国ご

(5) Emmanuel Gillard and John Savage, *Fouchard, Gillard, Goldman on International Commercial Arbitration*, Kluwer Law International, 1999, p. 914. これに対する賛否の議論に関しては、이상원, “취소된 외국중재판정의 승인과 집행”, 「사법연수원논문집」 제 4 집, 사법연수원, 2007. 1. pp. 173~202 参照。

とにその立法政策と法の運用が異なることを分かり、しいてはその中においていかなる基準が国際的に求められ通用することができるのか判断することが出来る⁽⁶⁾。

本稿は、このような国際仲裁判定の取消手続において、各国の裁判所が仲裁判定の本案について審査することができるのか否か、すなわち、事実認定または法律適用の誤りを仲裁判定の取消事由とすることができるのか否かを中心問題として、各国における仲裁判定の取消事由がいかにして拡張されまたは制限されるのかについて、考察したい⁽⁷⁾。

そこで、まず、国際仲裁判定の取消しに関する一般的法理に関して概観した後、UNCITRALモデル法と主要国家の同法に対する法制乃至実際の判例にあらわれた運用を題材に検討する。

II. 仲裁判定取消しの法理の基礎

1. 仲裁判定の取消しの根拠

国際仲裁判定は、基本的に当事者間の法律関係に対して最終的に拘束力があることが原則である。これに対し、法定の形式的要件を具備した場合、確定判決と同一の効力を生ぜしめる法制もあり⁽⁸⁾、米国と同様に1年以内に裁判所に仲裁判定確認命令を申請することができ、この申請があったときは裁判所は仲裁判定の取消し、再審理命令、変更、更正の事由について審査し、その事由がないときは上記命令を許可しなければならず⁽⁹⁾、仲裁判定確認命令にしたがった判決を通常の訴訟における判決と同一の効力を有し、判決に関するあらゆる

(6) ある国家において一般的に、国際的に認められ通用している基準に従わず、仲裁法を立法したり、その運用をすれば、国際的にその国家の信用が落ち、その後国際仲裁地として回避される境遇に置かれる場合もあろう。

(7) 先にみたとおり、各国の裁判所が、例えば、ニューヨーク協約第5条第1項(c)および(e)に依拠して、判定が、当事者が仲裁に回付されない紛争を取り扱ったり、判定が公共の秩序に反するか否かを判断するために本案に対して審査をする場合については、本稿では取り扱わない。上記のような場合には、当該条項の適用如何を決定するために附随的に本案を審査するものであり、その事実認定または法律認定に誤りがあるのか否かについて審査することではないと考える。

(8) 韓国仲裁法第35条、ドイツ民事訴訟法第1055条等。

(9) 米国連邦仲裁法第9条後掲註(19)参照。

法律上の定めに従うようにする法制もある⁽¹⁰⁾。

ある場合には、勝訴の仲裁判定を得た当事者がこれを実現するためには特定の国家において敗訴当事者を相手に、その仲裁判定につき承認を得て執行することができ、このような執行は、仲裁判定の固有の効力によって生じるのではなく、その判定を承認する特定の国家の国家権力を通じて形成されるものである。このように仲裁判定の執行のためには、国家権力の行使を許容する特定国家には、仲裁判定という私人の裁判行為に対し仲裁判定がその国家の法秩序に適合するの否かについて審査する権限を有しているとみるのであり、したがって、判定がその国家の法秩序に反すると認められる場合には、その判定の執行を拒絶したり、その判定が自国内において下されたときは、その責任の下、その判定を取り消すこともできるといえよう⁽¹¹⁾。さらには、いかなる判定が国家の法秩序に反するものとして取消しの対象となるのか、すなわちいかなる事由を仲裁判定の取消事由とするのかについては、各国において自国の法秩序に照らし合わせて決定する問題であり、結局、各国の法律によって決定されることになる⁽¹²⁾。

2. 国際仲裁の判定取消事由

国際仲裁において国際仲裁判定の取消事由は、原則的に各国の法律に規定されている。国際仲裁に関する国際的な条約は、一般的には、仲裁判定の取消事由に対する制限を置いておらず⁽¹³⁾、したがって、これに関してはほとんど全面的に各国の法律に一任されているのが実情である。

(10) 米国連邦仲裁法第13条。

(11) 曷영준, 「상사중재법」, 박영사, 2011, p. 236. 小島武司『仲裁法』(青林書院, 2000) 328頁。

(12) 曷영준, 前掲註(11) P. 236は、仲裁判定を取消制度を著しく拡げて適用すると、仲裁制度は、誰も利用しようとしないう名目上の制度とならざるを得ないものとなり、ここに仲裁判定取消しの内在的限界があると指摘している。

(13) Gary B. Born, *supra* note 3, p. 2553. 但し、前掲註(3)においてみたように、1961年国際商事仲裁に関するヨーロッパ連合第9条第1項は、ニューヨーク協約に加入している締約国間においては、ニューヨーク協約第5条第1項(e)は、ヨーロッパ協約第5条第1項(e)はヨーロッパ協約に規定された事由(ニューヨーク協約第5条第1項の事由と類似)として取り消された場合のみ適用されると規定することで、間接的にその取消事由に関する制限を置いているとみることができる。

例えば、韓国仲裁法第36条は、仲裁判定の取消しについて規定し、その第2項において6箇の仲裁判定取消事由を規定しているものの、第2条は仲裁者が韓国国内にいる場合に限り、韓国仲裁法が適用される旨を明示しており、韓国において執行を求める仲裁判定といえども、その判定が韓国国内において下された判定でないときは、韓国の裁判所には仲裁判定の取消権限はなく、上記第36条を適用することができない。

韓国仲裁法は、その他の仲裁者が韓国外の外国仲裁判定に対する取消しに関しては、なんら直接的な規定を設けていないが、韓国仲裁法第39条第1項は、「外国仲裁判定の承認及び執行に関する協約の適用を受ける外国仲裁判定の承認および執行は、同協約による」と規定しており、前述したニューヨーク協約第5条第1項(e)は、判定が下された国家または判定の基礎となる法が属する国家の権限を有する機関によって取り消された場合には、その判定の承認および執行が拒絶されうると規定することで、韓国においてニューヨーク協約の適用を受ける外国仲裁判定の承認乃至執行を拒絶するためには、その仲裁判定がどの国家において取り消されたものであるのかについて関係ないのではなく、その判定が、「その判定が下された国家」または「判定の基礎となる法が属する国家」、すなわち、仲裁手続の準拠法となる国家の権限を有する機関、通常は、その国家の裁判所によって取り消された場合に限定されるもとの解される⁽¹⁴⁾。しかし、前述したとおり、ニューヨーク協約によった場合であっても、仲裁判定取消事由に対しては、なんら規定を設けていないため、結局、韓国において執行を求める外国仲裁判定の取消事由は、仲裁判定が下された国家等の法律にしたがって、決定されるものとみられる。これは、韓国のみならず、ニューヨーク協約に加入している世界各国において、同一であるといえる。

Ⅲ. UNCITRAL モデル法上の仲裁判定の取消事由

国連貿易委員会において、各国の仲裁法を統一せしめることを目的として、UNCITRAL モデル法を採択し、韓国、日本、ドイツ、ロシアなど相当数の国家においてこれを受容し国内立法を行ったことで、世界で最も影響力を有するモデル法となった⁽¹⁵⁾、仲裁判定の取消事由を規定した UNCITRAL モデル法第

(14) 대법원 2003. 2. 26. 선고 2001다77840 판결. van den Berg, *supra* note 1, p. 350.

(15) この論文を執筆した2012年10月1日現在、全世界の中で、66カ国が UNCITRAL を基礎として立法をしている (<http://www.uncitral.org/uncitral/>)

34条は、外国判定の承認を扱う UNCITRAL モデル法第35条と実質的に同一の例外がある場合でない限り、国際仲裁判定の有効性を推定する。このような事由は、ニューヨーク協約不承認事由と同一として狭く解されている。

UNCITRAL モデル法第34条は、「仲裁判定に対する唯一の不服方法としての取消申請」という表題のもとに、次のように規定している。「(1) 仲裁判定に対し裁判所が提起する不服は本条2項及び3項による取消申請によってのみ行うことができる。(2) 仲裁判定は、次の場合に限り第6条に明示された裁判所が取り消すことできる。(a) 申請当事者が次の事項に対する証拠を提出する場合；(i) 第7条に規定された仲裁合意の当事者が無能力者であること；その仲裁合意が当事者が準拠法として定めた法によって無効であり、これがないときはその国家の法によって無効であるとき；(ii) 申請当事者が仲裁人の選定または仲裁手続に関する適切な通知を受けることができなかつたりその他の理由により弁論をすることができないとき；(iii) 仲裁判定の仲裁付託の内容において意図しない紛争を扱いましたはその判断が仲裁付託の範囲を超える事項に関することであること、ただし、仲裁に付託された事項と付託した事項を分離することができる場合には、仲裁に付託していない事項に関する判断を含む部分のみを取り消すことができる。(iv) 仲裁判定部の構成または仲裁手続が当事者の合意によらざるときまたはそのような合意がないときはその法に従わないこと。ただし、そのような合意が、当事者によって排除することができないこのよう法の規定に反してはならない。(b) 裁判所が次の事項を認める場合 (i) 紛争の対象がその国の法上仲裁によって解決することができないとき；(ii) 仲裁判定がその国の公共の秩序に反するとき」

上記のように、第34条は仲裁取消事由として排他的に網羅的な事由を特定して提示しているといえよう。第34条に規定される事由は、UNCITRAL モデル法第36条やニューヨーク協約第5条において判定の承認拒絶事由として規定された諸事由と同一である。ただし、拘束力のない判定または仲裁地において取り消された判定に関するニューヨーク協約第5条第1項(e)と第36条第1項(a)(5)は、規定されていない。

上記のように、UNCITRAL モデル法上の排他的に網羅的な仲裁判定の取消事由に仲裁判定の法律適用または事実認定の誤りが含まれていないことは明白であり、その結果である仲裁判定の本案判断の誤りは、仲裁判定取消事由とな

らないとみるべきであろう⁽¹⁶⁾。

ただし、UNCITRALモデル法は、あくまで、各国の立法のモデルとしてこれを採択した国家によっては、モデル法上の取消事由を若干変更して立法した場合もあるが、その差異は大同小異であり無視しうる程度であるとみることができよう⁽¹⁷⁾。

IV. UNCITRALモデル法より拡張された 仲裁判定取消事由を認める立法

1. 序説

前述したように、UNCITRALモデル法は、ニューヨーク協約第5条に含まれた事由に準じて制限され、限定的な仲裁判定取消事由を規定している。

これに対し、一部の国家においては、UNCITRALモデル法第34条やニューヨーク協約第5条に含まれない追加的な事由として仲裁判定の取消しを許容しているニューヨーク協約が仲裁地における仲裁判定取消事由に制限を設けていないことは既にみたとおりである。すなわち、各国の法律に応じて、ニューヨーク協約第5条に規定されない事由に基づく判定の取消しを認めているとみることができよう。

国際仲裁判定の取消事由として、UNCITRALモデル法にない取消事由として最も多いのは、仲裁人の本案判断、すなわち、事実認定または法律適用に対する実体的な審査である。仲裁人の判断に対する実体的な審査は、あらゆる形態としてあらわれ、仲裁人の判断を尊重する程度に応じて差異がある。このように、様々な形態の実体的な審査は、すべて、根本的にUNCITRALモデル法第34条の仲裁判定取消事由やニューヨーク協約第5条の不承認事由とは異な

(16) UNCITRALモデル法第34条に対する立案当時の参考資料 A/CN.9/264 (25 March 1985) -International Commercial Arbitration: Analytic commentary on draft text of a Model Law on International Commercial Arbitration pp. 136~139 参照。これは、UNCITRALモデル仲裁法に対する予備報告として、原文は、<http://www.uncitral.org/en-index.htm>に掲載されている。これに関する解説書としては、장문철, 정선주, 강병근, 서정일, 「UNCITRAL 모델 중재법의 수용론」, 세창출판사, 1999 参照。

(17) 例えば、ドイツ民事訴訟法第1059条第2項は、仲裁判定の取消事由として、モデル法とほぼ同一の規定を置いているが、日本仲裁法第44条1項は、UNCITRALモデル法を若干変形させ規定している。

る。これらは、仲裁手続、仲裁人の権限および中立性や公共の秩序の問題よりも、仲裁人の最終的な判断を重視している。

しかし、後述するように、仲裁判定の本案判断に対する司法審査を認める国家においても、このような審査は、通常、極度に限定され、主に、事実認定ではなく法律適用の誤りに対して適用されている⁽¹⁸⁾。

2. 米国法

米国は、仲裁判断の取消事由として、ニューヨーク協約第5条に規定された以外の事由による取消しを許容する国家である。米国連邦仲裁法第9条乃至内11条⁽¹⁹⁾は、米国における仲裁判断の取消し、変更および修正を求めることが

(18) Gary B. Born, *supra* note 3, p. 2638.

(19) 米国仲裁法第9条は、「当事者が仲裁合意にしたがって下された仲裁判定に対して、裁判所による確認を要する趣旨の合意をし、その裁判所を特定した場合には、仲裁判定が下されたときから1年以内であればいつでも、当事者のうちいずれかからであれ、その特定された裁判所に対してその仲裁判定に対し同編第10条および第11条に基づく取消し、変更または訂正が行われた場合を除いて、確認命令を発令しなければならない」と規定し、第10条は「(a) 仲裁判定地を管轄する裁判所は以下のような事由がある場合には、当事者の申請により仲裁判定を取り消す命令を下すことができる (1) 仲裁判定が買収、詐欺その他不当な手段によって為された場合、(2) 仲裁人全員または一部に対し明白な偏波性または洗職がある場合、(3) 十分な理由が提示されているにもかかわらず、仲裁人達が審問の延期を拒絶しまたは紛争に関連する重要な証拠をみることを拒絶し、当事者の権利を侵害する非理を行うなど仲裁人に対して有罪となる違法行為がある場合、(4) 仲裁人達が自らの権限を踰越したりその権限を不完全に行使することで、紛争の対象に関する共通の、最終的な明確な (definite) 仲裁判定が下されない場合」と規定しており、第11条は、「仲裁判定が下された場所を管轄する裁判所は以下のような事由がある場合、当事者の申請によって仲裁判定を変更または修正する決定を下すことができる (a) 数字に関して明白に重要な計算の誤りがある場合または仲裁判定に記載された人物、物件、または財産の特定に関して明白かつ重要な誤りがある場合、(b) 仲裁人が仲裁付託をしていない事項に関して仲裁判断をした場合において、それが付託事項に対する判定の本案に影響を及ぼさない事項ではない場合、(c) 紛争の本案に影響を及ぼさない仲裁判定の形式事項が不完全な場合に、仲裁判定を変更しまたは修正する決定は仲裁判定の意図を活かし当事者間の正義を促進するよう行わなければならない」。

できる事由を限定的に規定しているが、米国の裁判所は、上記のような連邦法上の取消事由の他にも、判例法上、形成された普通法上の追加的な取消事由として、「明白な法の無視 (manifest disregard of law)」を認めており、これは国内判定のみならず、国際判定にも一般的に適用されている⁽²⁰⁾。明白な法の無視基準は、最初に、1953年の米国大裁判所 *Wilko v. Swan* 事件の判決において提示されたが、この判決において、米国最高裁は、「明白な法の無視と対照的に仲裁人に対する法律の解釈に誤りがあるのか否かに対しては、司法審査の対象とはならない」と宣言した⁽²¹⁾。

米国裁判所は、連邦仲裁法の下、数十年間にわたり、米国において下された国際仲裁判定に対する取消申請において、「明白な法の無視」基準を適用してきており、「明白な法の無視」基準に関する相当量の米国の判例があるが、判例の支配的な傾向は、仲裁人の実体的な法律判断に対し司法審査権は極めて厳格に認められ、ほとんど、行使されていない方である⁽²²⁾。

最近、米国最高裁は、*Hall Street Assoc., LLC v. Mattel Inc.* 事件において、「明白な法の無視」基準を連邦仲裁法の仲裁判定の確認と取消しと関する実定法上の体系と相衝するとし、「連邦仲裁法第10条と第11条は、それぞれ、迅速に仲裁判定を取消しまたは修正する為に限定的な根拠であり」、[上記 *Wilko* 事件の判決は、新しい審査の根拠ではなく、第10条の取消事由を包括的に言及しているに過ぎない]と説示した⁽²³⁾。このような連邦仲裁法に規定された実定法的な仲裁判定取消事由が限定的であるということは、米国最高裁の判断を基準としてみると、その他にも、別に重大な法の無視という仲裁判定の取消事

(20) 米国の判例上、制定法に記載された事由以外の仲裁判定取消事由としては、「明白な法の無視」以外にも、「仲裁判定が米国の公序良俗と直接衝突し」「仲裁判定に恣意的な一貫性がない場合」または「仲裁判定が完全に不合理な場合」などを挙げることができる。この点につき 김진현, 정용균, “미국의 중재판정 취소에 관한 연구: 관례법과 제정법의 조화를 중심으로”, 「중재연구」 제22권 제2호, 한국중재학회, 2012. 8. p. 138 参照。しかし、このうち本案審査が主たる問題となる事由は、「明白な法の無視」となろう (Gary B. Born, *supra* note 3, p. 2639 参照)。

(21) *Wilko v. Swan*, 346U.S. 427, 436~437 (1953).

(22) Jack J. Coe Jr., *International Commercial Arbitration: American Principles and Practice in a Global Context*, Transntional Publishers, 1997, p. 304. 김진현, 정용균, 前掲註 (20 p. 139.

(23) *Hall Street Assoc., LLC v. Mattel Inc.*, 128S. Ct. 1396 (2008).

由を認める事はできないといえよう⁽²⁴⁾。

上記判決の後、米国の一部裁判所においては、明白な法の無視を仲裁判定の取消事由として認めないという立場を採っているが⁽²⁵⁾、一部の裁判所においては、依然として明白な法の無視を判例法上の別途独立した取消事由として認めている⁽²⁶⁾。したがって、今後、米国の裁判所における、判例の展開を注視する必要がある。

3. イギリス法

イギリス法は、広い意味で、米国の「明白な法の無視」基準と類似した仲裁判定の本案に対する司法審査を規定している。歴史的には、英国法は、近來まで、明白な反対の合意がない限り、仲裁判定の実体に対して比較的広範囲的な司法審査を認めてきた。しかし、このようなアプローチは、1996年英国仲裁法によって相当変更された。

1996年の仲裁法第69条は、法律適用の実体的な誤りが、英国裁判所の司法審査の対象となると規定する⁽²⁷⁾。ただし、第69条は、いくつかの主要な制限が

(24) Gary B. Born, *supra* note 3, p. 2641

(25) *Prime Therapeutics LLC v. Omnicare, Inc.*, 555F. Supp. 2d993 (D. Minn. 2008).

(26) 김진현, 정용균, 앞 (주20) 의 글, p. 147.

(27) 上記第69条は、法律問題に対する上訴という表題の下、次のように規定する「(1) 両当事者が別に合意しない限り、仲裁手続の当事者は(相手方および仲裁判定部に対して、通知と同時に)、仲裁判定上の法律問題(question of law)に関して裁判所に控訴することができる。しかし、両当事者が仲裁判定に理由を記載せず合意した場合には、このような控訴権を排除したものと看做す。(2) 本条に基づいた控訴は次の場合を除外しては行うことができない。(a) その仲裁手続のすべての相手方当事者の同意、(b) 裁判所が許可(leave to appeal)。控訴の権利は、第70条(2)および(3)を遵守しなければならない。(3) 裁判所は、次の事項を認める場合にとのみ、上訴を許可することができる。(a) 法律問題に関する決定が1人以上の当事者の権利に実質的な影響を及ぼす場合、(b) その問題が仲裁判定部に対して決定することを要請していたものであること、(c) 仲裁判定上事実認定を基礎とし、(i) その問題に関する仲裁判定部の決定が明白に誤っていたり、(ii) その法律問題が公的に重要なものとしてこれに関する仲裁判定部の決定がきわめて疑わしいこと、(d) 仲裁によって問題を解決するという両当事者の合意にもかかわらずあらゆる事態に照らし合わせて、その問題に関して裁判所が判断することが正当かつ適切であること、(4) 本条に

ある。上記条文は、「両当事者が、別に、合意しない限り」適用されるが、ICC 商事仲裁規則や、ロンドン商事仲裁裁判所仲裁規則と同法が認める限度において不服の権利を制限する期間の規則を採択した場合、その適用が排除される。両当事者が明示的または黙示的にその適用を排除しない場合にも、第69条は、イギリス法に対してのみ適用され、他国の法や事実認定に対しては適用されず、イギリス法問題が広範囲的に公共的な重要性を有していたり、判定が明白に誤りである場合にのみ適用される。第69条による不服は、すべての当事者の合意や第69条第3項が要求する特定の実定法上の条件が充足させる場合にのみ下される裁判所の許可によって提起される事ができる。最後に、第69条は、審査裁判所が仲裁判定を取り消すことが、「正当で適切なこと」であると認められる場合にのみ、取消しを認める⁽²⁸⁾。

1996年仲裁法第69条の主な目的は、仲裁手続に対する裁判所の干渉程度を画期的に減せしめることにあり、これに関する英国裁判所の判例の支配的な傾向は、仲裁人のイギリス法適用に対する制限された範囲の不服のみを認める⁽²⁹⁾。

よる控訴の許可申請は決定されなければならない法律問題を特定し、控訴許可されなければならない理由を陳述しなければならない。(5) 裁判所は、本条による控訴許可の申請に対して審問が必要であると認められない限り、審問を経ず裁判をしなければならない。(6) 本条によって控訴を許可したりまたはこれを許可しない裁判に対して控訴をする場合には、裁判所の許可を得なければならない。(7) 本条による控訴によって裁判所は次の事項を命じることができる。(a) 仲裁判定の確認、(b) 仲裁判定の変更、(c) 裁判所の決定によって再審査するよう仲裁判定の全部または一部を仲裁判定へ差戻し、(d) 仲裁判定の全部または一部の取消し。裁判所が問題を仲裁判定部に再審査するよう差し戻すことが不適切であると認められない限り、仲裁判定の全部または一部を取り消す権限を行使してはならない。(8) 本条による裁判所の行使に関する裁判は、今後の控訴において判決として扱う。しかし、裁判所が、当該問題が一般的に重要であり、控訴裁判所が審査しなければならない他の特別の理由があると認める場合に限り、下された許可がなければ控訴をすることができない。

(28) Gary B. Born, *supra* note 3, p. 2647

(29) Gary B. Born, *supra* note 3, p. 2647

V. UNCITRAL モデル法より制限された 仲裁判定取消事由を認める立法

1. 序説

一部の国家においては、UNCITRAL モデル法第34条やニューヨーク協約第5条に含まれない追加的な事由で仲裁判定の取消しを許容しているのに反し、むしろ、UNCITRAL モデル法第34条に規定された取消事由より制限された取消事由のみを認める事で、仲裁選好政策を採った国もある。後述するように、フランスは制限された取消事由のみを認める国家であり、ベルギーは、一時、仲裁判定の取消しを求める申請を禁止する立法をしたことがあった。

2. フランス法

フランス民事訴訟法は、国内仲裁と国際仲裁を別途規定しており、国際仲裁に関しては、同法1502条において、以下のような5つの事由を仲裁判定に対する取消事由として規定している。「①仲裁人が仲裁合意がなく無効または効力を喪失した仲裁合意によって判定を下されたとき；②仲裁判定部が不適法に構成されまたは単独の仲裁人が不適法に選定されたとき；③仲裁人が自らに付与された権限を踰越したとき；④当事者対立主義の原則が守られないとき；⑤その仲裁判定の承認および執行が国際的公共秩序に背馳するとき」。

これをフランス国内仲裁の取消事由と比較すると、①乃至④の事由は国内仲裁の場合と同一であるが、⑤の事由は、フランス国内仲裁の場合「公共の秩序に違反したとき」とのみ規定されたことより限定的であり、フランス国内仲裁に関して認められた取消事由である「仲裁判定が第1480条に列挙された形式を欠いたとき、すなわち、仲裁判定に理由がなくまたは仲裁人の姓名、仲裁判定日時、仲裁人全員の署名など形式的要件を備えなかったとき」という事由は除外されている⁽³⁰⁾。

このようなフランスの仲裁判定事由は、ニューヨーク協約において判定が下された国家に認める判定取消しの事由よりも制限的である⁽³¹⁾。

(30) Emmanuel Gillard and John Savage, *supra* note 5, p. 924.

(31) Emmanuel Gillard and John Savage, *supra* note 5, p. 922. フランスは、国際仲裁に対して最小限の監督を行う国であるとする評価もある (Nigal Blackaby et al., *Redfern and Hunter on International Arbitration* (5th Ed.),

これら取消事由は、網羅的で排他的であり、上記第1502条に列挙されていないいかなる取消事由の主張も認めない。これによって、フランスの裁判所は、仲裁判定取消訴訟において紛争の本案を審理することができず、仲裁判定部の判断の誤りは、事実上のものであれ、法律上のものであれ、それ自体として判定が取り消されたり、執行が拒絶される事由ではなく、これは仲裁判定部が書類証拠の意味を誤って理解した場合にも同一であるという立場を採っている⁽³²⁾。

また、フランスは、国内仲裁の場合、仲裁判定に対する裁判所への控訴を認めているが⁽³³⁾、国際仲裁においては国内仲裁とは異なり判定に対する控訴は許容されない⁽³⁴⁾。

3. ベルギー法

ベルギーでは、1985年仲裁法を改正し、ベルギー人でない両当事者間において下された判定に関して、ベルギーの裁判所にその取消しを申請する権利を認めない立法を行った⁽³⁵⁾。これは、結果的には、国際仲裁判定のうち相当部分に関して仲裁判定の取消事由を認めないこととなり、判定の本案に対する審理が不可能であることは当然のこと、UNCITRAL モデル法よりも極度に制限された取消事由を認めた事となる。結局、この立法は、相当な懐疑論を惹起し、これを適用する仲裁事件もほとんど無かったため⁽³⁶⁾、ベルギーにおいては、その後、1998年仲裁法を改正し、当事者が取消申請を排除したり、制限するこ

Oxford University Press, 2009. p. 607.)。

(32) Emmanuel Gillard and John Savage, *supra* note 5, p. 923.

(33) フランス民事訴訟法第1482条は、国内仲裁に関して、「当事者が仲裁約定において控訴する権利を放棄した場合を除外して、仲裁判定に対して控訴をすることができる。しかし、仲裁人が優位的調停人として判断する任務が与えられた場合は、当事者が明示的に控訴権を留保するときを除いて仲裁判定に対して控訴することができない」と規定している。

(34) Emmanuel Gillard and John Savage, *supra* note 5, p. 916.

(35) 1985年に改正されたベルギー裁判法1717条第4項は、「ベルギーの裁判所は少なくとも判定によって決定された紛争の当事者のうち、1人がベルギーの国籍者であるかまたはベルギーに住所を有している者、ベルギーにおいて設立されまたはベルギーに支店や営業所を有する法人である場合に限り、取消申請を審理することができる」と規定している。

(36) Nigel Blackaby et al., *supra* note 31, p. 607.

とで合意した場合のほか、ベルギーにおいて下された仲裁判定の取消しを求め権利を回復させた⁽³⁷⁾。

VI. 国際仲裁判定の取消事由を拡張させまたは制限する合意の効力

1. 序説

一部の仲裁合意は、仲裁判定の取消事由を変更することを約定する。まず、仲裁判定の取消事由を拡張させる旨を約定することで、裁判所による仲裁判定の審査範囲をひろめる合意があり、この場合、仲裁判定に対する本案の審査に関連した取消事由を合意する場合が、しばしば認められる。反対に、仲裁判定の取消しを求める権利を放棄したり、取消事由を制限する事で、判定の取消しを求めることが難しい合意がなされることがある。両者ともに、執行可能性の問題を提起し、各国の立法とニューヨーク協約の下における解釈に関する問題を惹起する。

2. 国際仲裁判定に対する司法的審査を強化する合意

両当事者が、仲裁判定に対し、より広範囲な司法的審査を規定する合意をすることができる。両当事者は、仲裁人の無能を念慮し、誤った判定を正すことを追加的な手続的権利を望むためである。しかし、このような合意の有効性乃至執行可能性に関しては、各国によって、異なる立場をとっている。

まず、強化された司法的審査に関する合意に関してもっとも多い判例を有するのは米国であるが、米国の一部の裁判所は、歴史的にそのような条項を支持してきた⁽³⁸⁾。米国最高裁は、最近、前述した *Hall Street Assoc., LLC v. Mattel Inc.* 事件において国内仲裁判定の強化された司法的審査を規定する合意の有効性を検討しつつ、連邦仲裁法上の判定の取消事由は限定的なものであり、実定

(37) ベルギー裁判法 (Code Judiciaire 19 May 1998) 第1717上第4項は、「当事者のうちいずれもベルギーの国籍を有しておらず、ベルギーに居住している者やベルギーに本店または支店を置いた法人でない場合には当事者は仲裁約定若しくはその後の約定において明示的に仲裁判定に対する取消し申請権を排除することができる」と規定している。

(38) 例えば、*Kyocera Corp. v. Prudential Bache Trade Servs.*, 299F. 3d769 (9th Cir. 2002)

法上の迅速な仲裁判定取消事由は、契約によって補充することができないと判示した⁽³⁹⁾。

また、先にみたように、イギリスでは1996年の仲裁法第69条によってあらゆる当事者の合意や裁判所の許可により、制限された範囲において仲裁判定の法律適用の実体的な誤りが英国裁判所の司法審査の対象となることができる。

これに反し、フランスでは、新民事訴訟法に規定された取消事由を拡張する内容の約定をすることができないとし、このことは、フランスにおける不服申立ての構成が、公共の秩序の問題とみているためであるといわれる⁽⁴⁰⁾。

ドイツも同じく、法に列挙された仲裁判定の取消事由は閉鎖的なものであり、当事者の合意によってそれより拡張された取消事由を約定することができないとみるのが一般的に認められた見解である⁽⁴¹⁾。

韓国仲裁法の解釈上においても、韓国法第36条に規定された仲裁判定事由は、制限的に列挙であり、その他の事由は仲裁判定の取消事由として主張することができないとみられる⁽⁴²⁾。また、当事者が仲裁合意において仲裁判定取消事由を追加または拡大する内容の合意をすることができず、そのような合意をしても無効であるとされる⁽⁴³⁾。

(39) *supra* note 25. 上記判決は、連邦仲裁法は仲裁人達の選定方法、仲裁人達が備えておかなければならない資格、仲裁において扱う争点および手続と実定法の選択を含め、契約によって仲裁の一部及び多くの特徴に対して合意することを許容することを認めている。さらには、仲裁合意を執行可能なものとみる一般的な判例にしたがって、この事件を決定することは問題を回避することであり、この事件の争点は、連邦仲裁法の文言的規定構造が仲裁に対する司法的審査を強化する契約を執行することと背馳しないか否かであるとした。その後、強制的かつ不可変的な第9条及び第10条の文言を第5条（仲裁人達の選定に関する）と対比しつつ、連邦仲裁法の文言は、もっぱら限定された取消事由に応じて（第10条）判定を確認することを強制している（第9条）と結論づけている。

(40) Emmanuel Gillard and John Savage, *supra* note 5, p. 923

(41) Saenger, *Zivilprozessordnung Handkommentar (4. Auflage)*, Nomos Verlagsgesellschaft, 2011, p. 2074.

(42) 拙稿, “仲裁判定의 取消”, 「법조」, 575호, 법조협회, 2004. 8. p. 11. 石光現, 「國際商事仲裁法研究 제 1 권」, 박영사, 2007, p. 198.

(43) 양병희 외 8 인, 「註釋仲裁法」, 대한상사중재원·한국중재학회, 2005, p. 204 (李鎬元執筆部分). 石光現, 前掲註 (42) P. 231. これに対し、韓国においても司法審査の拡大を企図する仲裁条項は、仲裁判定に対する司法的な

3. 国際仲裁判定の取消申請を排除または制限する合意

一部の国家の立法は、判定の取消しを求める当事者の権利を排除したり、制限する合意を認める。

イギリスの1996年仲裁法は、先にみたように、両当事者の仲裁判定の実体に対する司法的審査を求める権利を放棄する排除条項を許容する。しかし、管轄の合意、仲裁判定部または手続に影響を及ぼす重大な誤りを理由として仲裁判定の取消しを求める権利をひろく放棄することを許容しないとする⁽⁴⁴⁾。

また、ベルギーの1998年裁判法は、前述したように、ベルギーとは関連のない当事者が明示的な合意によって仲裁判定に対する仲裁判定の取消申請を排除することを求める条項を置いている。

現行のスイス法も、改正されたベルギー法と類似している。スイス国際私法第192条は、スイス人でない当事者は、スイスにおいて下された判定に対する取消申請権を排除または制限する合意をすることができると規定する。したがって、スイス人でない当事者は、実定法上、第190条に特定された取消事由の一部または全部を放棄する権限を認められる。スイス法は、取消しを求める権利の放棄は書面によって明示することを求める⁽⁴⁵⁾。

前述した取消申請を制限または排除を許容する立法は、当事者自治を尊重することにその立法趣旨があるといわれている。両当事者が、仲裁をする合意をすることで第一審裁判所に提訴する権利を放棄したり、衡平と善に基づき仲裁することを合意することが許容されるのと同じく、両当事者は、仲裁判定の

再審手続を確保することで、仲裁判定に対する信頼性を確保しようとする当事者の自求的な努力の一環として理解しなければならず、仲裁判定に対する司法審査の欠如は、当事者の司法制度に対する接近性を保障されているとする憲法上の権利を剥奪するとする見解もある（박원형, “당사자합의에 의한 중재판정의 사법심사 확대에 관한 연구 -미국관례를 중심으로-”, 「商事判例研究」, 제21집 3 권, 한국상사판례학회, 2008. 8. P. 363）。

(44) Gary B. Born, *supra* note 3, p 2661

(45) スイス国際私法第192条は、「①当事者のうちいずれもスイスに住所、商居所または居所を有していない場合、仲裁合意時または事後の書面による合意における明示的な意思表示によって、仲裁判定の取消申請権を全面的に放棄したり、仲裁判定の取消事由を第190条第2項に列挙された事由のうち、ひとつまたはそれ以上の事由に制限することができる。②当事者が仲裁判定の取消申請兼を全面的に放棄し、その判定がスイスにおいて執行されたときは、外国仲裁判定の承認および執行に関する1958. 6. 10. ニューヨーク協約が類推適用される」と規定している。

司法的審査を放棄する事が許容されるとされる⁽⁴⁶⁾。

フランスの裁判所は、当事者が仲裁判定の取消申請権を放棄したとしても、当事者が公共の秩序が問題とされる判定に対して、取消申請を提起したり、フランス新民事訴訟法によって執行の停止を求める場合、その権利を剥奪しないという立場を採っているが、フランス法上、不服手続の構成は伝統的に公共の秩序の問題とみられているためであるとされる⁽⁴⁷⁾。

ドイツ法においても、あらかじめ仲裁判定所に対する取消申請権を全面的に放棄する事は、裁判所による審査を排除することになるため、無効であるとみている。裁判所による審査を全的に排除した場合、公共の利益を保護することができないためであるといわれる⁽⁴⁸⁾。

各国に応じて異なる結論に至ることがあるが、一般的に、管轄や公共の秩序が関連した場合には、仲裁判定の取消申請を排除する合意は許容されないとみられ、これと関連する限度内においては裁判所による本案の審査が不可避的になされる場合がある。まず、仲裁手続は、裁判所の裁判権を剥奪する結果となるため、裁判所において当事者の合意があったとして、当事者によって仲裁判定部に授与された権限の範囲を審査することを放棄するものと考え難く、これは、仲裁判定部が自らすすんで判定部に権限があると判定を下した場合にも同一であるべきであろう。また、各国において仲裁判定の承認または執行をすることは、判定がその国家の法秩序に反しないことを前提とするものであり、判定が各国の公共の秩序に反するか否かに対する審査を合意によって放棄することを許容してはならないであろう。

Ⅶ. 結語

以上みたように、国際仲裁において仲裁判定に対する各国の裁判所の干渉の程度は、多様である。仲裁判定の取消事由に関する限り、多くの国家が、UNCITRAL モデル法に規定された事由をそのまま若しくは若干変更して採択しているが、他方では、イギリスや米国のように取消事由を拡張して認める国家があり、反対に、フランスやベルギーのように制限された取消事由を規定したりまたはむしろ取消申請を排除することもできる。主に問題とされるのは、

(46) Gary B. Born, *supra* note 3, p 2663

(47) Emmanuel Gillard and John Savage, *supra* note 5, p. 917.

(48) Saenger, *supra* note 41, p 2074.

取消事由を拡張し、仲裁判定に対して各国の裁判所による本案の審査を許容する場合であるが、これは、(1) イギリスと同じく法の規定により、(2) 米国におけると同じく判例により、(3) 当事者の合意によって仲裁判定の取消事由を拡張する形態としてあらわれる。概して、大陸法系の国家においては、一般的に裁判所による仲裁判定の本案の審査を許容しない立場と採っており、英米法系においては、これを制限的に許容する立場を採っているといえよう。

国際仲裁において、仲裁判定部の実体的な判断の本案に対する司法的な審査を許容する立場からは、仲裁人の判断の実体に対する司法的審査は恣意的であったりまたは基本的に不当な判定に対する必須的な防止策であり、仲裁手続に対する必要で望ましい監督手段として仲裁の水準を保障する方法であると主張している。この観点からみた場合、仲裁判定部が完全に当事者の意思と適用する法律を無視し、両当事者の権利を仲裁人達自身の主観的選好によって決定してしまう場合に対して、実体的な司法的審査の可能性を留保しておくことが望ましいとする⁽⁴⁹⁾。

しかし、国際仲裁判定の本案に対する裁判所の審査を許容してはならないとする立場においては、これを許容すれば当事者としては自身達が関与して選定し、迅速に、商業的専門性を適用して判断を下すことが、中立的で、各国に属さない仲裁判定部の判断を望んでいるのに、これを特定の国家の裁判所の判事の判断に代替させることは当事者の意思にそぐわず、その過程において当事者は望んでいない公開の法廷に立たされることがあり、紛争解決にかかる時間を長期化し、場合によっては、紛争解決を遅延させようとする当事者の策略に利用されることもあると主張する⁽⁵⁰⁾。

筆者としては、国際的な仲裁事件においては、紛争を効率的に解決し、長く、高い、訴訟を回避するということが重点にあるのに比べ、事件の実体に対する司法的審査の範囲を厳格に制限することは必須であり、国際仲裁判定の本案に対する各国の裁判所による審査を許容してはならないと考え、それがニューヨーク協約の趣旨とも付合するであろう⁽⁵¹⁾。

しかし、この問題は、結局、どの見解が正しいのかについて結論を下すことができる性質のものではない。それぞれの国際仲裁判定ごとに、その仲裁地国家とその判定を執行する国家の法令と判例によって、その結論が導かれ、各国

(49) Gary B. Born, *supra* note 3, p. 2651.

(50) Nigal Blackaby et al., *supra* note 31, p. 607.

(51) van den Berg, *supra* note 1, p. 262.

に応じて、その結論が異なる問題であるからである。

ただし、現段階においては、国際仲裁判定において、仲裁判定取消手続を通じて、その本案の審査を認定する国家といえども、先にみたように、その審査は極めて、例外的・限定的になされており、実際に単純な事実認定や法律適用の誤りのみを理由として判定を取り消す場合には、きわめて稀であるという点を指摘することができ、今後もこのような傾向は、持続されるものとして予測できよう。

結局、この問題に対しては、どの国家においても、一般的に通用することができる結論を下すには困難であるとしても、国際仲裁において次の三つの点を留意しなければならないことを指摘し、本稿を結ぼうと考える。

第一に、国際仲裁に関連するすべての国家の仲裁法乃至判例を持続的に細心に注視し、今後発生する仲裁判定取消しの混乱を避けることが望ましく、この点において各国の法制乃至判例を持続的に検討する必要がある。

第二に、仲裁合意の合意段階からその合意内容をよく検討し、仲裁判定取消事由を拡張して合意することは可及的に避けることが望ましい。例えば、イギリスが関連する場合には、その判定に対する裁判所の審査を放棄するものとする合意を予め設けておくことがよいと考える。

第三に、どんなに上記のような注意を払ったとしても、先に指摘したように、仲裁判定部の管轄や公共の秩序が問題とされる場合には、本案の審査を避けることができない場合が生じるという点である。

全文をとおして考察したように、国際取引における国際仲裁は、ほとんど必須不可避の手段であるが、各国が主権を尊重し、各国の仲裁判定の取消し乃至本案の審査に関する統一した国際仲裁法または条約がない以上、前述したような不確実性を不可避なものとするしかないと考える。

【参考文献】

- 장문철, 정선주, 강병근, 서정일, 「UNCITRAL 모델중재법의 수용론」, 세창출판사, 1999.
- 石光現, 「國際商事仲裁法研究 제 1 권」, 박영사, 2007.
- 목영준, 「상사중재법」, 박영사, 2011.
- 양병희 외 8 인, 「註釋 仲裁法」, 대한상사중재원·한국중재학회, 2005.
- 김진현, 정용균, “미국의 중재판정 취소에 관한 연구: 판례법과 제정법의 조화를 중심으로”, 「중재연구」 제22권 제 2 호, 한국중재학회, 2012. 8.
- 박원형, “당사자합의에 의한 중재판정의 사법심사 확대에 관한 연구 - 미국판례를 중

- 심으로-”, 「商事判例研究」, 제21집 3 권, 한국상사판례학회, 2008. 8.
- 이상원, “취소된 외국중재판정의 승인과 집행”, 「사법연수원논문집」 제 4 집, 사법연수원, 2007. 1.
- 李鎬元, “外國仲裁判정의承認과執行-뉴욕협약을 중심으로-”, 「재판자료 제34집」, 법원행정처, 1986.
- 李鎬元, “「법조」, 575호, 법조협회, 2004. 8.
- 近藤昌昭 외 4 인, 仲裁法コンメンタル, 商事法務. 2003.
- 小島武司, 仲裁法, 青林書院, 2000.
- Albert Jan van den Berg, *The Arbitration Convention of 1958*, Kluwer Law and Taxation, 1981.
- Emmanuel Gillard and John Savage, *Fouchard, Gillard, Goldman on International Commercial Arbitration*, Kluwer Law International, 1999.
- Gary B. Born, *International Commercial Arbitration Volume I, II*, Wolters Kluwer, 2009.
- Jack J. Coe Jr., *International Commercial Arbitration: American Principles and Practice in a Global Context*, Transntional Publishers, 1997
- Nigal Blackaby et al., *Redfern and Hunter on International Arbitration (5th Ed.)*, Oxford University Press, 2009.
- Saenger, *Zivilprozessordnung Handkommentar (4. Auflage)*, Nomos Verlagsgesellschaft, 2011,
- Tibor Várady et el., *International Commercial Arbitration (4th Ed.)*, West, 2009.

〔訳者あとがき〕

本稿は, 延世大学校法学専門大学院の李鎬元教授が, 『国際去來法研究』第21輯第2号181~196頁(2012)にて公表された論説「국제중재판정의 취소사유의 확장 또는 제한 - 법원에 의한 본안의 심사와 관련하여」の邦語訳である。

本訳文が, 李鎬元教授の主張されるところを誤ることなく伝えることができているとすれば, 訳者の喜びこれに過ぎるものはない。翻訳を快く承諾下さったうえ, 邦語訳に際してご指導・ご教示を惜しまれなかった李鎬元教授に対して, この場をお借りし, あらためて心より御礼申し上げる。紙幅との関係で本稿に於いて引用された条文の邦語訳を示すことができなかつた。今後の課題として, 韓国の民事手続法典の邦語訳に努めたい。

なお, 本稿は, 日本学術振興会科学研究費助成事業平成27年度研究助成若手研究(B) 26780053および日本学術振興会(JSPS)・韓国研究財団(NRF)二国間交流事業平成27年度共同研究「日本と韓国における民事手続法の展開に関する二国間史的考察—現行法制定を中心に—」および全国銀行学術研究振興財

団2015年度助成「日本と韓国における債権回収に関する比較民事執行法研究—実務運用を中心に—」による研究成果の一部である。